甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例制定について 甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例を次のように定める。 令和3年11月30日提出

甲府市長 桶 口 雄 一

甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例 (甲府市職員給与条例の一部改正)

第1条 甲府市職員給与条例(昭和24年6月条例第21号)の一部を次のように 改正する。

第48条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に、「100分の62.5」を「100分の52.5」に改める。

第2条 甲府市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第48条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の92.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に、「100分の92.5」を「100分の100」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に改める。

(甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正) 第3条 甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成19 年12月条例第53号)の一部を次のように改正する。 第9条第2項及び第3項中「100分の127.5」を「100分の 112.5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改め る。

第4条 甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項及び第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

(甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年9月 条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和3年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

3 令和3年12月に支給する期末手当における第14条第1項及び第28条第 1項において準用する給与条例第48条第2項の規定を適用する場合について は、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の127.5」と する。

附則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

一般職の国家公務員の給与改定に関する人事院の勧告等に鑑み、職員の給与を改定するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。